

令和7年2月26日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：大林道路株式会社
住所：東京都千代田区神田猿楽町2-8-8
2. 入札参加資格停止期間：令和7年2月26日から令和7年3月25日まで（1カ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域1, 2, 3
4. 事実概要：
大林道路株式会社が建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局から監督処分（指示）を受けた。
5. 入札参加資格停止措置理由：
上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第10号（建設業法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適応であると認められるとき	<u>発生地域について</u> <u>当該認定をした日から1月以上9月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課